

2020年11月11日

資金協力業務部

設計・積算マニュアル補完編（追補）
新型コロナウイルス防疫対策にかかる経費について

1. 概要

新型コロナウイルス（以下、「新型コロナ」）の影響下における当該対策経費については、以下のとおり算出される額を上限として積算することが出来ることとする。なお、同経費に関しては、他事業費目と区別できる形で額を明示すること。

2. 当該対応対象期間

当該経費については、2020年11月12日以降、すべての無償資金協力事業において適用することとする。各実施段階における運用方針は別紙参照。

3. 設計監理費

以下の経費を計上する。

（1）直接人件費

現地において新型コロナの影響により業務を伴わない自己隔離の要請が継続されると考えられる場合、1渡航毎（一時帰国は除く）の待機期間に応じた直接人件費¹。

（2）直接経費

上記（1）の現地待機期間に伴う日当・宿泊費。1渡航毎のPCR検査費用。

（3）間接費

上記（1）の現地待機期間に伴う一般管理費等。なお、同間接費に消毒液・マスクを含む防疫対策費用等、新型コロナへの対応に要する全ての費用が含まれるものとする。

（4）留意事項

現地における自己隔離又はPCR検査要請が変更又は解除された場合、変更時点から新規に渡航する分の上記追加経費を設計変更にて見直す。

¹ 詳細設計、入札補助、施工監理、ソフトコンポーネント、瑕疵検査、に係る業務毎に待機に係る直接人件費を計上。

4. 建設費

現地において新型コロナへの対応が求められると考えられる場合（自己隔離が必要な場合、PCR 検査が必要な場合、消毒液・マスクを含む防疫対策費用が必要な場合）、現場管理費として、現行積算マニュアルに記載されている現場管理費加算額の 50%を上限とした額を計上する。（工事原価の一部として取り扱うことから一般管理費等も加算される。）

なお、同費用には現場従業員などの待機に係る費用、PCR 検査費用、消毒液・マスクを含む防疫対策費用等、新型コロナへの対応に要するすべての費用が含まれるものとする。

5. 機材調達費

現地において新型コロナへの対応が求められると考えられる場合、据付工事や調達管理に計画配置される要員の人件費、日当・宿泊費、PCR 検査費用を計上する。（調達原価の一部として取り扱うことから一般管理費等も加算される。）なお、据付工事で要員計画を明確としない（出来ない）場合には、徴収した据付工事にかかる見積りに上記費用が含まれているものとして積算する。なお、一般管理費等には消毒液・マスクを含む防疫対策費用等、新型コロナへの対応に要するすべての費用が含まれるものとする。

以上